

都市再生整備計画

くらしきしちゅうしんしが いち かせいかきほんけいかくだいさん きけいかくちく
倉敷市中心市街地活性化基本計画第三期計画地区(第7回変更)

おかやま くらしき
岡山県 倉敷市

令和7年2月

事業名	確認
都市構造再編集集中支援事業	■
都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)	□
都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)	□
まちなかウォークブル推進事業	□

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1) -

都道府県名	岡山県	市町村名	倉敷市	地区名	倉敷市中心市街地活性化基本計画第三期計画地区	面積	174.6 ha
計画期間	令和3年度～令和7年度	交付期間	令和3年度～令和7年度				

目標 大目標: 中心市街地の魅力が未来に受け継がれ、人々の賑わいと活力が持続するまちの実現 目標1: 歴史的・伝統的資源を継承し、活用することにより、まちの魅力を向上させる 目標2: 便利で快適な住環境の整備により、持続可能なまちを形成する 目標3: 多様な主体が活発に交流・連携することにより、賑わいと活気を創出する
目標設定の根拠 都市全体の再編方針(都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用の方針を含む、当該都市全体の都市構造の再編を図るための方針) 本市では、倉敷市都市計画マスタープランにおいて、まちづくりの概念として「市民と創る ころよやかな 倉敷 ～ 豊かさ創造、豊かさ実感～」、まちの将来像として「まち全体としての総合力を発揮する「多極ネットワーク型」のコンパクトで持続可能な都市」を掲げ、これまでに「拠点の強化と地域連携による快適で活力あるまちづくり」、「安心して暮らせる災害に強いまちづくり」、「水・緑・文化 豊かな地域資源を活かすまちづくり」、「景観・美あふれる風格あるまちづくり」、「市民協働のまちづくり」を目標に取り組んでいる。 しかしながら、近年、人口減少・少子高齢化、地球環境問題の深刻化、災害リスクの高まりなど、本市を取り巻く環境が大きく変化していることから、更なる都市の魅力づくりや、質の高い住環境、財政面・経済面での持続可能な都市運営、災害に強いまちづくりへの対応などが求められており、これらの状況を見据えた上で、これからのまちづくりを進めるにあたっては、中心市街地を再活性化するとともに、持続的発展を可能にするために、都市機能がコンパクトに集積した都市構造へ転換し、環境負荷の軽減を図ることが求められている。 そのため、経済的発展と環境問題を意識しながら、次世代が快適な生活享受するために活用可能な資源を保全し、次世代に過大な環境負荷を残さないようにしながら、今の生活を発展させていく(持続可能なまちづくりをめざすこととし、まちの将来像である「まち全体としての総合力を発揮する「多極ネットワーク型」のコンパクトで持続可能な都市」の実現に向け、市民・民間事業者・行政等が積極的に連携し、より良い未来に向け、活力と魅力あるまちづくりをめざして、現在のまちを「誰もが暮らしやすく・今よりも暮らしやすいまちのかたち」へと再構築していくことを目標とする。 」R倉敷駅周辺の本市中心部については、中心市街地活性化基本計画の区域を「中心拠点区域」に位置付け、倉敷市の広域拠点のみならず、高梁川流域圏の広域拠点として、都市機能集積を誘引し、更なる賑わいを創出する市街地の形成をめざすとともに、中心市街地の一部を「滞在快適性等向上区域」に位置付け、公共空地などを活用した取組により、憩いにとくろぎの場を提供する「一休型滞在快適性等向上事業」を実施することにより官民一体となって居心地の良いまちなかを創出する。
まちづくりの経緯及び現状 本市は、倉敷市都市計画マスタープランに基づき、多拠点が相互連携しながら、都市としての総合力を発揮する多極ネットワーク型の都市構造実現を目指し、コンパクトなまちづくりを進めている。 市内唯一の広域拠点である中心市街地は、市中央よりやや北に位置し、JR倉敷駅を中心として駅北に倉敷みらい公園と大規模複合型商業施設から形成される都市空間を有し、駅南では岡山県下で45年以上年間観光客数トップを誇る倉敷美観地区が歴史的な景観を形成し、その周辺には倉敷市立美術館、倉敷市立中央図書館、倉敷市民会館等の文化施設が集積している。さらに、駅東には、税務署・法務局等の公共施設や、倉敷中央病院をはじめとした大規模な医療・福祉施設といった都市機能が集積しており、中心市街地は倉敷市の玄関口であるのみならず、高梁川流域圏及び岡山県南西部の拠点となっている。 本市中心市街地は、全国的にも認知された倉敷美観地区などの観光地を擁することもあり、以前より多くの来街者を迎えていたが、平成10年以降来街者数は右肩下がりであった。特に、平成18年の三越倉敷店の撤退や平成20年の倉敷チボリ公園の閉園など、広域集客拠点が消滅したことで、来街者数の減少にさらに拍車がかかっており、対策を図る必要があった。そこで、「世界に誇る伝統文化 居心地のよいまち くらしき」を基本テーマに、平成22年に中心市街地活性化基本計画を策定し、岡山県下初の認定を受け、第1期計画(平成22年度～平成26年度)、第2期計画(平成27年度～令和2年度)、と官民が連携して事業に取り組んだ。 第1期中心市街地活性化基本計画のもとでは、更地となったJR倉敷駅北の倉敷チボリ公園跡地に「大規模複合型商業施設」を誘致するとともに、倉敷美観地区内の地域資源を活用して、既存商圈にない新たな物販店や食の広場(林源十郎商店、奈良萬の小路)を整備したほか、同計画地区都市再生整備計画に取り組み、「倉敷みらい公園」や倉敷駅前東地区に公園など集客拠点となる施設を整備したほか、土地区画整備事業による住環境の整備を行った。 第2期中心市街地活性化基本計画では、町家・古民家などの既存ストックや地域資源を活用した施設の整備を行うと同時に、第1期計画と同様、都市再生整備計画にも取り組み、電線類地中化や路面美化など、まちの魅力を向上させる取組を実施した。 これらの取組により、中心市街地に賑わいが創出され、減少が続いていた歩行者・自転車通行量や地価が平成23年度を境に上昇傾向に転じた。 一方で、県内一の観光客数を誇る倉敷美観地区が存在するにもかかわらず、平成30年岡山県観光客動態調査報告書によると、倉敷美観地区の観光入込客数の対前年比は、県全体の数値(91.9%)以上に落ち込んでいる(85.6%)。また、主要有料観光施設の入場者数や倉敷地区の宿泊者数は増加してあらず、創出された賑わいの波及効果がまちなか全体に及んでいるとは言えない状況にある。これは、平成30年7月豪雨により被災した倉敷市真備地区の様子が全国ニュース等により連日報道され、倉敷市全体が甚大な被害を受けていると考えた人々が観光を自粛したためと考えられる。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、中心市街地の観光は大変厳しい状況にある。さらに、倉敷地区の居住人口が増加傾向にある中、中心市街地の居住人口は減少傾向にあることから、まちなか居住を図る必要もある。 本市の現状については、新たな総合計画である「倉敷市第七次総合計画」が令和3年度に施行されるとともに、倉敷市都市計画マスタープランの一部として、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために「倉敷市立地適正化計画」も令和2年度末に施行された。また、新しい広域連携となる連携中枢都市圏構想にも平成27年度から継続して取り組んでおり、7市3町で構成する高梁川流域圏の圏域経済成長のけん引役として、居住促進、賑わい創出、活力創出に加えて、安全・安心面のさらなる充実を図っている。併せて、中心市街地活性化基本計画についても、JR倉敷駅周辺を中心とした都市基盤、防災施設や、歴史及び町並み形成の顕彰空間等の整備、南北が運動した各種ソフト事業に取り組むとともに、良好な居住環境の維持・向上を図るため、まちづくり活動拠点の充実や、倉敷らしい町並み景観美の向上等にも取り組む必要があるため、令和3年度～令和7年度を計画期間とする第3期計画を策定した。これらの取組により、倉敷市のみならず、高梁川流域圏はもとより岡山県の玄関口にふさわしい賑わいと活力を有する中心市街地であり続けるためのまちづくりを進めている。
課題 本市中心市街地の魅力が未来に受け継がれ、人々の賑わいと活力が持続するエリアであり続けるためには、以下の課題がある。 ・中心市街地の町家・古民家は貴重な地域資源であるが、相続や老朽化により解体され、歴史的な町並みが失われつつある。少子高齢化の進行等により町家・古民家が空き家となり解体が加速することを防ぐため、建造物の再生整備を支援する等、歴史的な町並みを継承する取組が必要である。 ・倉敷地区の居住人口が増加傾向にある中、中心市街地の居住人口は減少傾向にあり、まちなか居住が図られたとは言えない状況にある。本来「まちの顔」とも言うべき中心市街地において、減少を続ける居住人口に歯止めをかけるため、住民が「便利で快適に生活することができる居住環境を整備することが必要である。 ・過去の取組により歩行者・自転車通行量が増加したものの、創出された賑わいの波及効果がまちなか全体に及んでいるとは言えない状況にある。拠点となる施設を整備する等、回遊性向上や来街者の滞留時間増加により中心市街地内の交流を促進する取組が必要である。 将来ビジョン(中長期) ・倉敷市第七次総合計画において、「市中心部の拠点性が高まるとともに、各地域・地区の中心部の利便性が向上するまちづくりが行われている。姿の実現を目指し、次の基本方針に基づきまちづくりを進める予定である。 - 各地域・地区の拠点の役割に応じた都市機能の集積強化や官民連携での土地の有効活用などを図ることにより、暮らしを支え、活気を生み出す魅力的な市街地を形成します。 - 国道2号や主要地方道、都市計画道路などの幹線道路網の整備を進め、拠点間相互の連携により、まち全体としての総合力を強化します。 - 市中心部の都市基盤整備を推進するとともに、地域の実情に応じた市街地整備を図ります。また、まちなかを車中心からひと中心の魅力ある空間へと転換していきます。 - 倉敷駅付近の鉄道を連続して高架化し、交通円滑化を図るとともに、安全性や防災性の向上、市街地の分断解消を図ることにより、市中心部の拠点性を高めます。 - 倉敷市都市計画マスタープランにおいては、「まち全体としての総合力を発揮する「多極ネットワーク型」の都市構造」を目指し、JR倉敷駅周辺の中心市街地は倉敷市の顔としてふさわしい高次都市機能の集積強化を図るとしている。 - 倉敷市立地適正化計画においても、倉敷駅周辺は倉敷市の広域拠点のみならず、高梁川流域圏の広域拠点として、都市機能集積を誘引し、更なる賑わいを創出する市街地の形成を目指すことを予定している。

都市構造再編集集中支援事業の計画

都市機能配置の考え方

立地適正化計画の目標に掲げる「誰もが暮らしやすく、今よりも暮らしやすい まちのカタチ」を実現するためには、居住の誘導により市街地の人口密度を維持・向上させていくことに加え、多くの人が利用する都市機能を、利便性が高く、効率的なサービスの提供が図られる場所へ誘導することが必要である。

このことを踏まえたうえで、住宅及び都市機能の立地の適正化を効果的に進めるために、人口、土地利用、施設の立地状況や公共交通など、それぞれの現状及び将来見通しを勘案して、都市機能誘導区域及び誘導施設を設定する。

JR倉敷駅周辺については、倉敷地域の核としてのみならず、中核市である倉敷市の広域拠点としてふさわしい市街地形成が求められており、本市では、都市計画マスタープランにおいて高次都市機能の集積強化を重点的に図ることとしている。

また、平成29年3月に策定した倉敷駅周辺総合整備計画では、駅周辺の3つの核である、「公園・防災・商業」「医療」「文化・観光」の「ポテンシャル」を活かせるように、3つの核の中間に位置する駅直近～阿知・鶴形地区に都市機能の集積を図ることとしている。

都市の再生のために必要となるその他の交付対象事業等

- ・市街地再開発事業（倉敷市阿知3丁目東地区第一種市街地再開発事業）
- ・国土交通省住宅局
- ・土地区画整理事業（倉敷駅周辺第二土地区画整理事業）：公園整備による快適な住環境の創出と、防災施設整備による区域内の安全性向上に取り組み、「目標2：便利で快適な住環境の整備により、持続可能なまちを形成する」の達成に繋げる。
- ・国土交通省都市局

一体型滞在快適性等向上事業及びまちなかウォーカブル推進事業の計画

滞在快適性等向上区域の考え方

倉敷駅中心から南側の阿知3丁目東地区約1.75haを目安に滞在快適性等向上区域を設定し、公共空地及びその周辺を区域内の民間事業者が一体的に活用することにより、官民一体となって憩い・くつろぎの場となる滞留空間を創出する。

滞在快適性等向上区域での取組

公共空地及びその周辺において、オープンカフェ、マルシェ等を実施する。

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
町家・古民家再生活用件数累計	件／5年	中心市街地エリア内で再生整備された町家・古民家件数	目標1「歴史的・伝統的資源を活用したまちの魅力向上」の指標として、民間活力を活用した建造物の保全や再生整備件数を計測することで、魅力向上に向けた取組の進捗状況を把握する。	41	H27-R1	45	R3-R7
居住人口	人	中心市街地内に居住する住民を対象にした住民基本台帳上の人口	目標2「便利で快適に生活できるまちづくり」の指標として、まちなか居住人口を追跡することで、居住環境の整備による事業効果を把握する。	7,524	R1	8,000	R7
歩行者・自転車通行量	人／8時間	中心市街地内27箇所の休日1日(10:00-18:00)の小学生以上の歩行者・自転車通行量	目標3「人が集い、交流するまちづくり」の指標として、歩行者・自転車通行量を計測することで、中心市街地内の魅力拠点の整備や交流促進事業による効果を把握する。	116,656	R1	124,000	R7

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
〔整備方針1〕歴史的・伝統的資源を継承し活用することにより、まちの魅力を向上させる ・伝統的な建築物と調和した景観の整備や、空き店舗・空き家となっている町家・古民家の保存・活用による倉敷らしい魅力拠点整備により、景観美の連続性を創出し町並みを向上させる。 ・旧街道沿いのファサード整備支援により、町並みの連続性を確保し、景観を向上させる。 ・中心市街地内の歴史的・伝統的資源の魅力を知り、語らいの場を提供する。 ・来街者に倉敷の歴史と文化、生活様式や町並みの価値を周知するために歴史・町並み形成顕彰空間を整備し効果的に発信する。 ・中心市街地内の歴史的・伝統的資源を実際に見て、感じるために回遊を促進する。	・地域創造支援事業： 景観向上推進補助事業 倉敷美観地区景観整備事業 ・関連事業： 伝統的建造物群保存事業 町家再生事業 倉敷市まちづくり基金事業 旧街道まちなみ景観形成補助事業 旧街道景観統一事業 ・地域創造支援事業： (仮称)倉敷地域創生センター 阿知3丁目東地区市街地再開発事業 市内大学による連携講座 ・高次都市施設(地域交流センター)： (仮称)民芸文化発信・体験館 倉敷物語館活用事業 ・関連事業： まちなか交流促進事業(交流促進イベント事業) まちなか交流促進事業(魅力情報デジタル発信事業) ・地域創造支援事業： 個性と魅力発信事業 公共空地周辺高質化 ・関連事業：
〔整備方針2〕便利で快適な住環境の整備により、持続可能なまちを形成する ・中心市街地に必要な都市機能の整備により、安全・安心・快適性を確保し、都市環境・居住環境としての魅力を維持・向上する。 ・広場やオープンスペースなどのゆとりある空間を整備することにより、快適な住環境を創出する。 ・土地区画整理事業区域内へ防災施設を整備することにより、区域内の安全性を向上させる。 ・市街地再開発事業により、良好な都市景観及び安全で快適な環境を創造する。 ・町家や古民家の保存・活用により、経済活動の推進や倉敷らしいまちなか居住空間を創出する。	・関連事業： 公共空地周辺高質化(再掲) 倉敷市中心市街地シェアサイクル導入促進事業 ・エリア価値向上整備事業： (仮称)民芸文化発信・体験館(再掲) 阿知3丁目東地区市街地再開発事業(再掲) 倉敷駅周辺第二土地区画整理事業地域防災施設整備 ・関連事業： (仮称)倉敷地域創生センター(再掲) 阿知3丁目東地区市街地再開発事業(再掲) 中心市街地まちづくり活動支援事業 ・高次都市施設(地域交流センター)： 倉敷市まちづくり基金事業(再掲) 伝統的建造物群保存事業(再掲) 町家再生事業(再掲) ・まちづくり活動推進事業： ・関連事業：
〔整備方針3〕多様な主体が活発に交流・連携することにより、賑わいと活気を創出する ・住民・観光客などの多様な主体が相互に交流するため空間を整備する。 ・町家や古民家の再生活用等により、倉敷らしいまちづくり拠点を整備し交流の場を創出する。 ・エリアに応じた空間演出や動線の整備、地域資源情報発信等により回遊を促進するとともに、イベント、オープンカフェにより交流を促進し滞在時間の増加に繋げる。 ・倉敷を訪れる観光客に対する温かいおもてなしが提供できる人材を育成し、住民と来街者との交流を促進する。 ・中心市街地の複数の拠点で市内の大学が連携し、学生や市民を対象に講座を実施することにより、多様な主体によるまちづくりを推進する。 ・まちづくり団体や地域住民によるまちづくり活動を支援することにより、まちなかの交流促進と地域の課題解決を図る。	・高次都市施設(地域交流センター)： (仮称)倉敷地域創生センター(再掲) ・エリア価値向上整備事業： (仮称)民芸文化発信・体験館(再掲) 倉敷物語館活用事業(再掲) ・関連事業： 旧街道まちなみ景観形成補助事業(再掲) 旧街道景観統一事業(再掲) ・地域創造支援事業： 倉敷市まちづくり基金事業(再掲) 伝統的建造物群保存事業(再掲) 町家再生事業(再掲) ・関連事業： 景観向上推進補助事業(再掲) 屋外広告物モデル地区景観形成補助事業 倉敷美観地区景観整備事業(再掲) まちなか交流促進事業(交流促進イベント事業)(再掲) まちなか交流促進事業(魅力情報デジタル発信事業)(再掲) 個性と魅力発信事業(再掲) ・地域創造支援事業： 中心市街地みらいの灯りプロジェクト(阿知3丁目東地区外) 阿知3丁目東地区市街地再開発事業(再掲) 公共空地周辺高質化(再掲) 倉敷市中心市街地シェアサイクル導入促進事業(再掲) ・関連事業： (仮称)阿知3丁目東地区にぎわい創出事業 道路占用許可特例 都市利便増進協定 おもてなしマイスター制度 市内大学による連携講座(再掲) ・一体型滞在快適性等向上事業 協定制度等： ・まちづくり活動推進事業： 中心市街地まちづくり活動支援事業(再掲)

その他

【中心市街地活性化基本計画の認定】 ・平成22年に中心市街地活性化基本計画を策定し、岡山県下初の認定を受け、第1期計画(平成22年度～平成26年度)、第2期計画(平成27年度～令和2年度)と、官民が連携して事業に取り組んだ。 ・さらに、官民が連携して持続的なまちづくりを推進していくため、本計画の主要な事業を位置付けた第3期計画(令和3年度～令和7年度)を策定した。 【官民連携体制】 ・一体型滞在快適性等向上事業として、(仮称)阿知3丁目東地区にぎわい創出事業に取り組み、来街者が滞留し、憩える官民一体の広場空間を創出して、オープンカフェやイベント等を開催する。 ・再開発街区の中心部と倉敷中央通り沿いに設置された公共空地を生かし、滞在快適性等向上区域内において継続的に憩い・くつろぎの場を提供できるよう、都市利便増進協定を締結している。 【(仮称)阿知3丁目東地区にぎわい創出事業の取組効果】 ・民間事業者等の/ウハウを詰め込んだオープンカフェやマルシェ等が再開発街区に出現することで、歴史的なまちなみの中に新たに洗練された空間が生まれ、中心市街地の新たな魅力創出に繋がる。 ・当該エリアが倉敷駅北の倉敷みらい公園・大規模複合型商業施設と駅南の美観地区の中間に位置することから、南北を回遊する人々の憩い・くつろぎの場の提供にも繋がる。 ・事業期間: 令和3年～令和7年 ・事業主体: 滞在快適性等向上区域内土地所有者等 【事業の継続性、人材育成等】 財源の確保も含めて自立し、事業を継続していくため、倉敷まちづくり株式会社を都市再生推進法人に指定し、都市利便増進協定の締結先としている。
--

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等

[illegible]

滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等

取組		取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	活用する制度		
				制度別詳細１ [滞在快速性等向上区域] [滞在外駐車場配置等基準（法第46条第14項第3号イ）]	制度別詳細２ [滞在快速性等向上区域] [駐車場出入口制限（法第46条第14項第3号ロ）]	制度別詳細３ [滞在快速性等向上区域] [乗合バス専用施設（法第46条第14項第3号ハ）]
1						

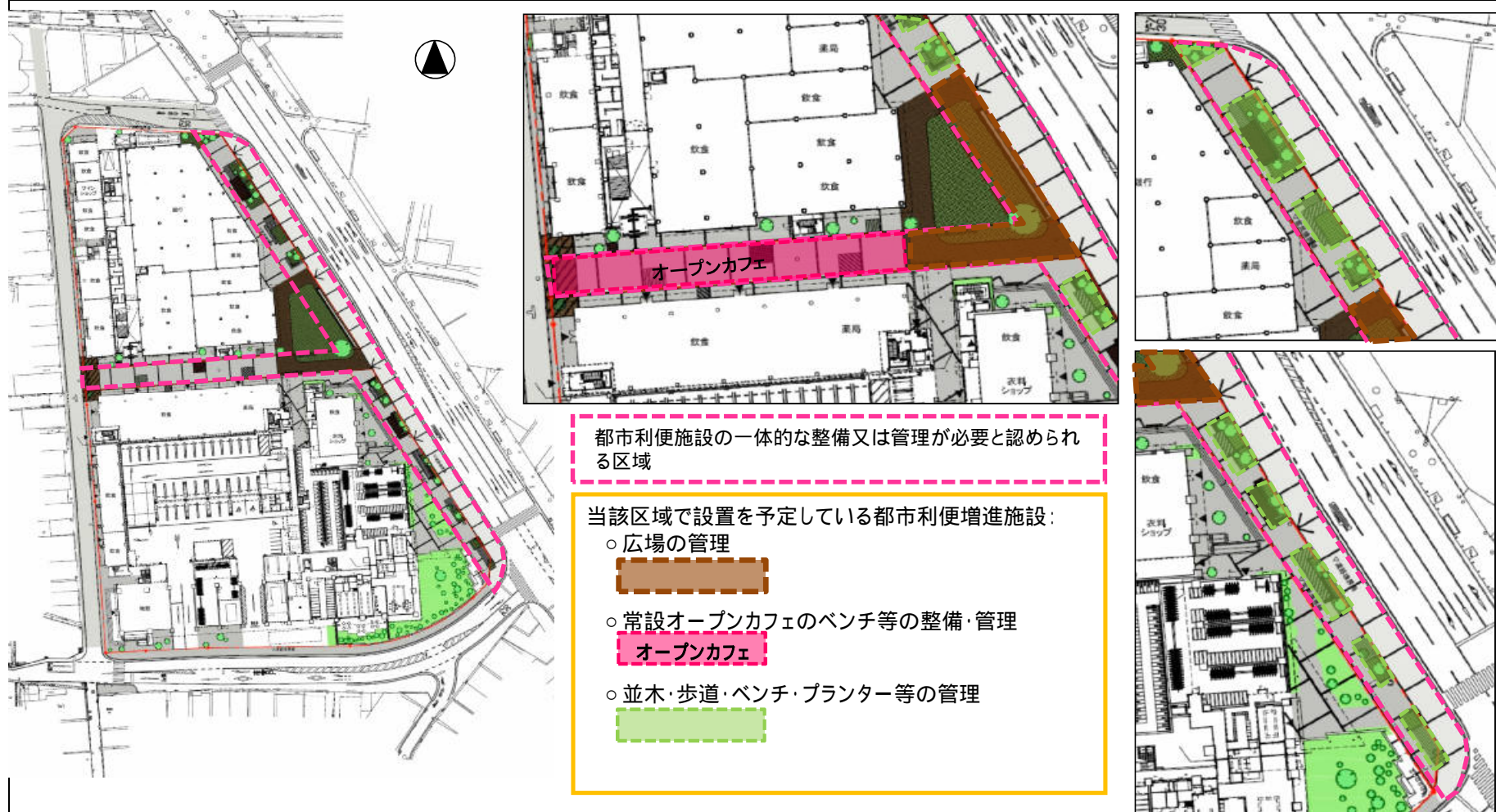
制度別詳細4(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項

制度別詳細【都市利便増進協定】				
事業内容				制度の活用計画
事業内容	事業期間	取り組み主体	活用する制度の詳細	
1 オープンカフェ, マルシェ等(食事施設・物販施設等)実施にかかるベンチ等の整備・管理	R3～R7	倉敷まちづくり株式会社	1. 協定締結者 倉敷まちづくり株式会社(都市再生推進法人), 倉敷市 2. 都市利便施設の一体的な整備又は管理が必要と認められる区域(都市利便増進協定を想定している区域) 次ページ  枠の範囲 3. 協定の内容 (1) 協定の目的となる都市利便増進施設 ・公共空地等の公共空間に設置したベンチ等, 並木・歩道, 並びに歩道に設置する可動式植樹柵(プランター等) (2) 費用負担 ・オープンカフェ, マルシェ等の出店者からの出店料やエリアマネジメント広告の実施による収益を充当する。 (3) 都市利便増進施設の整備・管理の方法 ・倉敷まちづくり株式会社が, 公共空間を活用して得た収益を上記3(1)で示した施設の維持管理費用に充当する。	
2 並木・歩道の管理、歩道に設置する可動式植樹柵(プランター等)の整備・管理	R3～R7	倉敷まちづくり株式会社		
3 屋外ベンチの管理	R3～R7	倉敷まちづくり株式会社		
4 広場の管理	R3～R7	倉敷まちづくり株式会社		
5 広告等の収益事業の実施	R3～R7	倉敷まちづくり株式会社		

制度別詳細4-1(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ



制度別詳細4(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項

制度別詳細【都市利便増進協定】			
制度の活用計画			
	事業内容	事業期間	取り組み主体
6	オープンカフェ、マルシェ等の実施にかかる広場における高質空間形成施設の整備・管理	R6～R7	倉敷市 倉敷まちづくり株式会社
7	食事施設・購買施設・休憩施設等の整備・管理	R6～R7	倉敷市 倉敷まちづくり株式会社

1. 協定締結者
倉敷まちづくり株式会社(都市再生推進法人)、倉敷市

2. 都市利便施設の一体的な整備又は管理が必要と認められる区域(都市利便増進協定を想定している区域)
次ページ 図1-1 枠の範囲

3. 協定の内容
(1) 協定の目的となる都市利便増進施設
・広場、食事施設、購買施設、休憩施設等

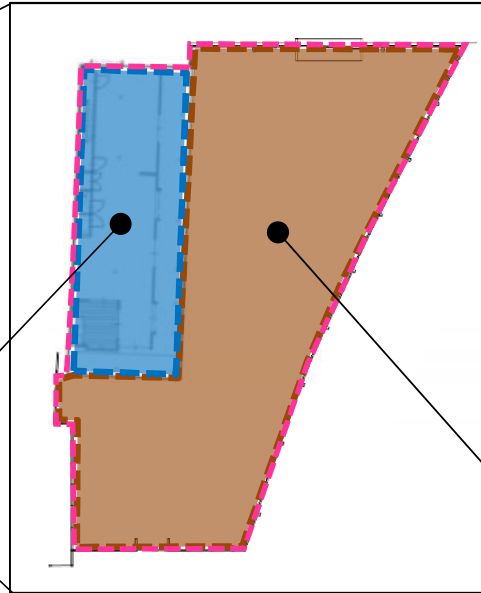
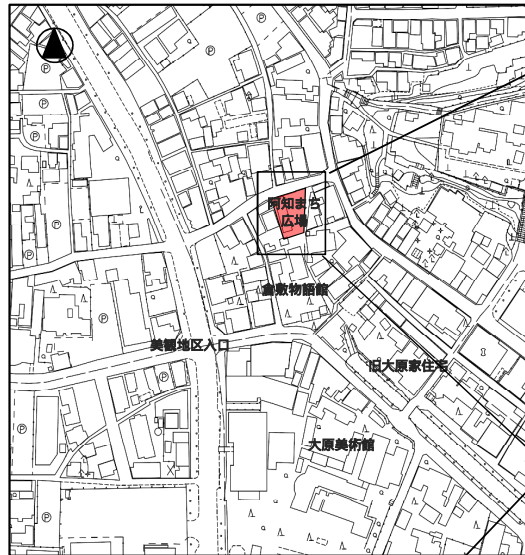
(2) 費用負担
・広場、食事施設、購買施設、休憩施設等のうち、高質空間形成施設、建築内装、建築設備に関する整備(修繕含む)に要する費用：倉敷市
・広場、食事施設、購買施設、休憩施設等のうち、備品類に関する整備に要する費用：倉敷まちづくり株式会社
・広場、食事施設、購買施設、休憩施設等の管理・運営に要する費用：倉敷まちづくり株式会社

(3) 都市利便増進施設の整備・管理の方法
・倉敷まちづくり株式会社が都市利便増進協定に基づき、都市利便増進施設を整備する。
・倉敷まちづくり株式会社が、広場、食事施設、購買施設等で得た収益を活用して施設の管理・運営を行う。

制度別詳細4-1(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項

制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ



都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が必要と認められる区域

当該区域で設置を予定している都市利便増進施設:

- 広場における高質空間形成施設の整備・管理



- 食事施設・購買施設・休憩施設等の整備・管理



【現況写真】



【活用イメージ】



【現況写真】



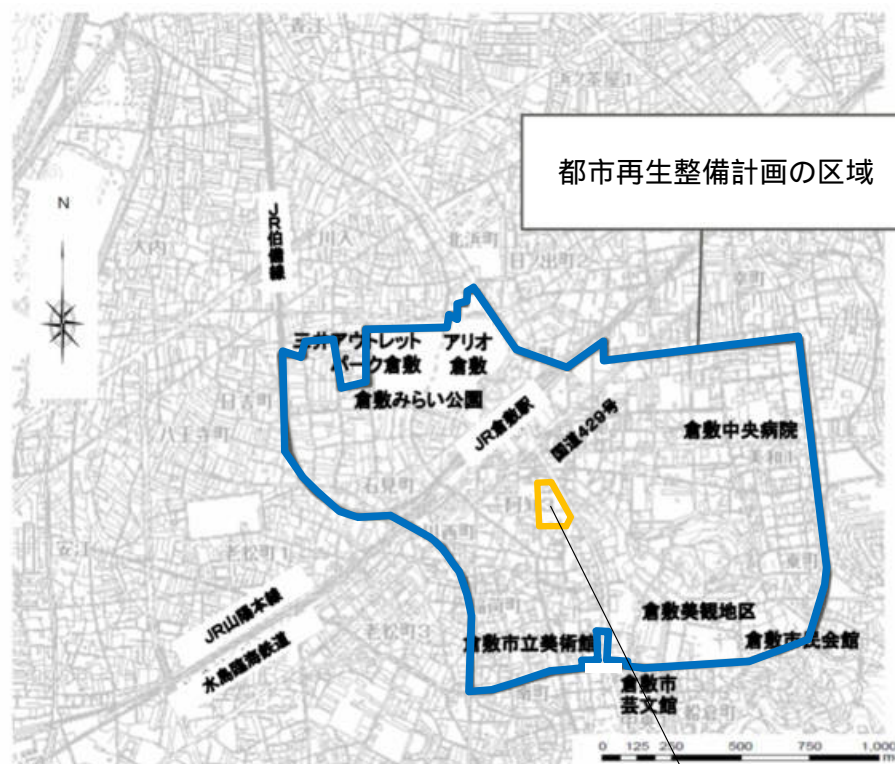
【活用イメージ】



制度別詳細7(一体型滞在快適性等向上事業)法第46条第3項第2号

制度別詳細【一体型滞在快適性等向上事業】				
制度の活用計画				
事業番号	事業内容	事業期間	事業主体	事業の詳細
1	● 民地の歩行空間としての提供 ● ウッドデッキ・人工芝による広場化	R3～R7	滞在快適性等向上区域内土地所有者等	● 歩道・公共空地に隣接する民地の路面を歩道・公共空地と同様の舗装に打ち換え、一体的な歩行空間として整備する。 ● 公共空地と一体的に、ウッドデッキ、人工芝による広場空間を整備し、来街者が滞留し、憩える空間を創出する。 ● 民有地をオープンカフェやイベント広場として活用できる空間として提供する。 設置する滞在者等快適性等向上施設(償却資産) 歩道 270m ² , 人工芝 120m ² , ウッドデッキ 102m ²
2	● オープンカフェ・イベント等の実施	R3～R7	滞在快適性等向上区域内土地所有者等	● 公有地部分を占有して民地と一体的に利活用したオープンカフェやイベント等の実施。
3				
4				
関連する市町村実施事業				
事業番号	事業内容	実施期間	実施主体	事業の詳細
1	● 阿知3丁目東地区市街地再開発事業に伴う歩道・公共空地整備	R3～R3	倉敷市	滞在快適性等向上区域内で実施している阿知3丁目東地区市街地再開発事業に伴いウォークアブルなまちづくりとして歩道・公共空地の整備を行う。
2				

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ



都市再生整備計画の区域

滞 在 快 適 性 等 向 上 区 域



事業番号1,2

一体型滞在快適性等向上事業

歩道

民有地広場化

歩行空間拡大

公共空地

制度別詳細7-2- (一体型滞在快適性等向上事業) 法第46条第3項第2号

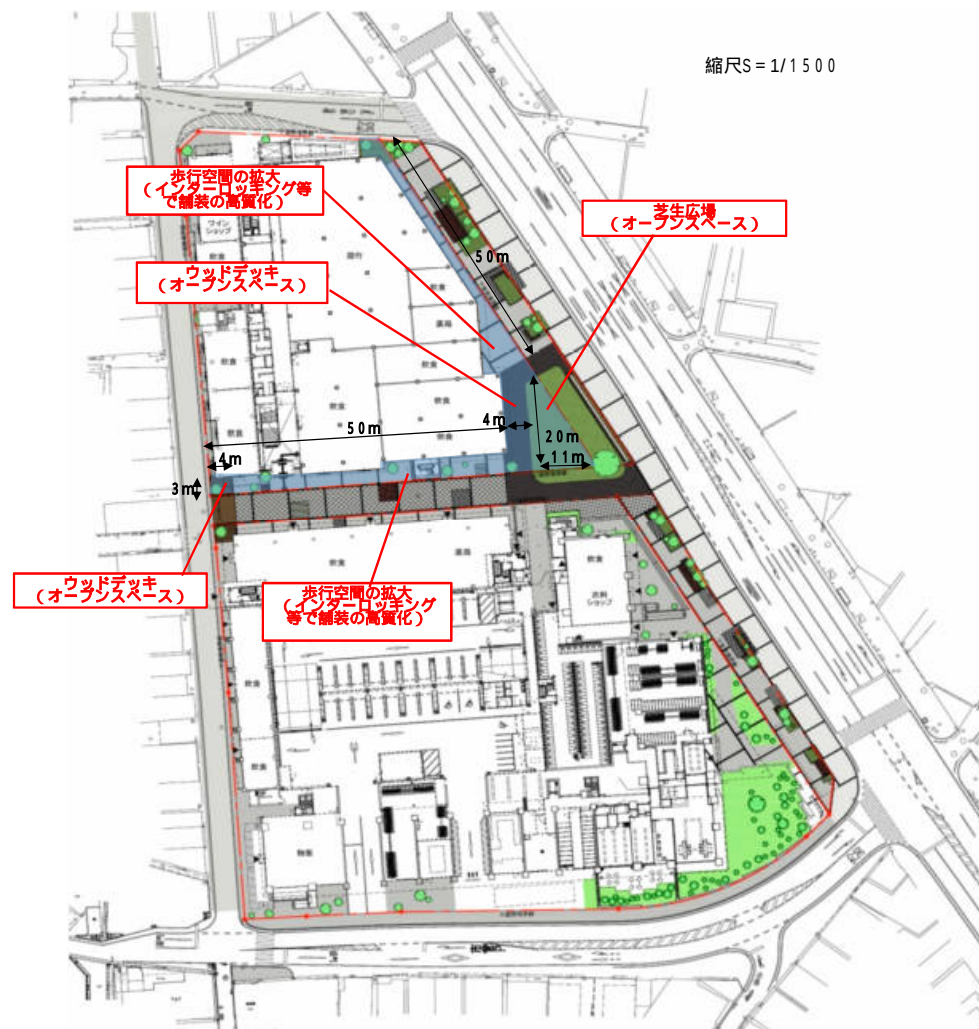
事業番号1.2

制度別詳細 [一体型滞在快適性等向上事業]

敷地平面図 (土地・償却資産)

R2 追記様式

縮尺S=1/1500



滞在快適性等向上施設等の範囲 (不特定多数の人が利用可能)

- ・歩道 (概算面積) $L=50\text{m}+50\text{m}=100\text{m}$ / $A=270\text{m}^2$
- ・広場 (人工芝) (概算面積) $L=20\text{m}$ / $W=11\text{m}$ / $A=120\text{m}^2$
- ・広場 (ウッドデッキ) (概算面積) $L=20\text{m}$ / $W=4\text{m}$ / $A=90\text{m}^2$
- ・広場 (ウッドデッキ (西側)) (概算面積) $L=4\text{m}$ / $W=3\text{m}$ / $A=12\text{m}^2$

凡例 滞在快適性等向上施設等の整備範囲
(不特定多数の人が利用可能)

制度別詳細7-2- (一体型滞在快適性等向上事業)法第46条第3項第2号

事業番号1.2

R 2追記様式

制度別詳細【一体型滞在快適性等向上事業】

償却資産		
物品・写真	個数・面積・設置場所	備考
【インターロッキング歩道】 	【面積】 ・L=50m + 50m = 100m , A=270m² 【設置場所】 ・別紙図のとおり	
【人工芝】 	【面積】 ・L=20m , W=11m , A=120m² 【設置場所】 ・別紙図のとおり	
【ウッドデッキ】 	【面積】 ・L=20m , W=4m , A=90m² ・L=4m , W=3m , A=12m² 【設置場所】 ・別紙図のとおり	

目標を達成するために必要な交付対象事業等に関する事項(都市構造再編集集中支援事業)

様式(1) - - 1

交付対象事業費	922.4	交付限度額	461.2	国費率	0.5
---------	-------	-------	-------	-----	-----

(金額の単位は百万円)

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直 / 間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費	費用便益比 B / C
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度						
道路															
公園															
古都保存・緑地保全等事業															
河川															
下水道															
駐車場有効利用システム															
地域生活基盤施設(地域防災施設)		倉敷駅周辺第二土地区画整理事業地域防災施設整備	倉敷市	直	V=1,900㎡	5	7	5	7	659.2	659.2	659.2		625.9	
高質空間形成施設															
高次都市施設 地域交流センター		(仮称)倉敷地域創生センター	倉敷市	直	-	3	3	3	3	118.7	118.7	118.7		106.8	
観光交流センター															
テレワーク拠点施設															
賑わい・交流創出施設															
子育て世代活動支援センター															
複合交通センター															
誘導施設 医療施設															
社会福祉施設															
教育文化施設															
子育て支援施設															
元地の管理の適正化															
基幹的誘導施設															
既存建造物活用事業															
土地区画整理事業															
市街地再開発事業															
住宅街区整備事業															
バリアフリー環境整備事業															
優良建築物等整備事業															
住宅市街地総合整備事業															
街なみ環境整備事業															
住宅地区改良事業等															
都心共同住宅供給事業															
公営住宅等整備															
都市再生住宅等整備															
防災街区整備事業															
復興促進事業															
エリア価値向上整備事業		(仮称)民芸文化発信・体験館	都市再生推進法人 倉敷まちづくり株式会社	間	543㎡	6	7	6	7	67.6	67.6	67.6		67.6	
こどもまんなかまちづくり事業															
合計										845.5	845.5	845.5	0.0	800.3	...A

提案事業														
事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直 / 間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体 事業費	交付期間内 事業費	交付対象		
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度			うち官負担分	うち民負担分	事業費
地域創造 支援事業	景観向上推進補助事業	阿知二丁目,阿知三丁目	倉敷市	直	2件/年	3	7	3	4	5.4	5.4	3.6	1.8	3.6
	屋外広告物モデル地区景観形成補助事業	阿知二丁目,阿知三丁目	倉敷市	直	1~7件/年	5	7	5	7	26.0	26.0	17.3	8.7	17.3
	旧街道まちなみ景観形成補助事業	阿知二丁目,阿知三丁目,川西町	倉敷市	直	2件/年	3	7	3	4	7.2	7.2	4.8	2.4	4.8
	旧街道景観統一事業	阿知二丁目,阿知三丁目,川西町	倉敷市	直	1~3件/年	5	7	5	7	15.0	15.0	10.0	5.0	10.0
	倉敷美観地区景観整備事業	倉敷美観地区	倉敷市	直	1~8件/年	5	7	5	7	6.9	6.9	4.6	2.3	4.6
	まちなか交流促進事業(交流促進イベント事業)	倉敷市中心市街地活性化基本計画地区	倉敷市	直	-	3	7	6	7	17.0	17.0	17.0		17.0
	まちなか交流促進事業(魅力情報デジタル発信事業)	倉敷市中心市街地活性化基本計画地区	倉敷市	直	-	3	7	3	7	6.6	6.6	6.6		6.6
	個性と魅力発信事業	倉敷市中心市街地活性化基本計画地区	倉敷市	直	-	3	7	3	4	12.9	12.9	12.9		10.8
	中心市街地みらいの灯りプロジェクト(阿知3丁目東地区外)	倉敷市中心市街地活性化基本計画地区	倉敷市	直	-	3	7	3	7	29.4	29.4	29.4		29.4
	事業活用調査	都市再生整備計画事業効果分析(中心市街地滞在時間調査)	倉敷市中心市街地活性化基本計画地区	倉敷市	直	-	3	7	3	7	13.9	13.9	13.9	
まちづくり活動推進事業	中心市街地まちづくり活動支援事業	倉敷市中心市街地活性化基本計画地区	倉敷市	直	4件/年	3	7	3	4	6.2	6.2	4.1	2.1	4.1
合計										146.5	146.5	124.2	22.3	122.1

居住誘導促進事業													
事業	事業箇所名	事業主体	直 / 間		(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費	交付期間内		交付対象事業費
					開始年度	終了年度	開始年度	終了年度			うち官負担分	うち民負担分	
居住誘導促進事業													
合計									0	0	0	0	0 ...C
												合計(A+B+C)	922.4

(参考)都市構造再編集中支援事業関連事業

[illegible]

〔参考〕一体型滞在快適性等向上事業

[illegible]

〔参考〕関連事業

[illegible]

倉敷市中心市街地活性化基本計画第三期計画地区(岡山県倉敷市)	面積	174.6 (1.75) ha	区域	倉敷市本町、阿知1丁目、阿知2丁目、阿知3丁目、鶴形1丁目、鶴形2丁目、川西町、稲荷町、石見町の全部と美和1丁目、美和2丁目、中央1丁目、中央2丁目、老松町1丁目、老松町3丁目、日吉町、北浜町、寿町、昭和1丁目、昭和2丁目、幸町の一部
--------------------------------	----	--------------------	----	---

